(3)　外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法事務弁護士法人が雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であって当該社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならないこととした。（第五〇条の一一第四項関係）

(七)　外国法事務弁護士の義務の規定の準用等

外国法事務弁護士の義務の規定及び弁護士法の所要の規定を外国法事務弁護士法人に準用するものとし、所要の読替規定を設けることとした。（第五〇条の一三関係）

2　その他、外国法事務弁護士法人については、弁護士法人と概ね同様の規律とするとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

3　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（法律第三〇号）（経済産業省）

1　基本方針の記載事項

基本方針に、次の記載事項を追加することとした。（第八条関係）

(一)　民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

(二)　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

2　基本計画の認定等

(一)　基本計画に、次の記載事項を追加することとした。（第九条第二項及び第四項関係）

(1)　民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

(2)　中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、道路の占用の許可に係るものに関する事項

(二)　基本計画は、都市計画及び都市計画法に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通総合連携計画との調和が保たれたものでなければならないこととした。（第九条第五項関係）

(三)　市町村は、基本計画に道路の占用の許可に係るものに関する事項について定めようとするときは、あらかじめ、許可の権限を有する道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得なければならないこととした。（第九条第八項関係）

(四)　市町村は、基本計画の認定の申請に当たっては、中心市街地において実施し又はその実施を促進しようとする中心市街地の活性化に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができることとし、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該市町村に対し、速やかに回答しなければならないこととした。（第九条第九項関係）

(五)　認定を受けた基本計画に対する、通訳案内士法の特例及び道路の占用の特例について定めることとし、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務のうち、出資等に関する規定を削ることとした。（第三六条、第三九条及び第四一条関係）

3　民間中心市街地商業活性化事業計画の認定等

(一)　民間中心市街地商業活性化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、中心市街地活性化協議会における協議を経て、民間中心市街地商業活性化事業計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができることとした。（第四二条関係）

(二)　認定を受けた民間中心市街地商業活性化事業計画に対する、機構による協力業務、中小企業投資育成株式会社の特例について定めることとした。（第四四条及び第四五条関係）

4　特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定等

(一)　特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、中心市街地活性化協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができることとした。（第五〇条第一項～第四項関係）

(二)　経済産業大臣は、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に、大規模小売店舗立地法の特例を受けて大規模小売店舗を設置しようとすることが記載されている場合において、当該事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県の知事に協議し、その同意を得なければならないこととし、都道府県は、当該協議があったときは、公告及び縦覧の手続等を行うこととした。（第五〇条第五項～第九項）

(三)　認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に対する、機構の行う経済活力向上業務、中小企業信用保険法の特例及び大規模小売店舗立地法の特例について定めることとした。（第五二条、第五三条及び第五八条関係）

5　その他

地方税の不均一課税に伴う措置について定める規定を削ることとした。（改正前の中心市街地の活性化に関する法律第四八条関係）

6　この法律は、公布の日から起算して三月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（政令第一六八号）（法務省）

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二五年法律第八一号）第一九条の規定により、同法を権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成六年政令第二五八号）に規定する不動産登記法（平成一六年法律第一二三号）の特例に加えることとした。

2　この政令は、平成二六年五月一日から施行することとした。

◇警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第一六九号）（警察庁）

警察法施行令の一部改正関係

国庫が支弁する都道府県警察に要する経費に関する規定を整備することとした。（第二条関係）

二　道路交通法施行令の一部改正関係

1　指定自動車教習所の管理者の欠格要件に関する規定を整備することとした。（第三五条関係）

2　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二五年法律第八六号）により新設された罪に当たる行為に対する行政処分に関する規定を整備することとした。（別表第二及び別表第五関係）

三　施行期日

この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日（平成二六年五月二〇日）から施行することとした。

◇鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（政令第一七〇号）（厚生労働省）

1　鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令（平成二五年政令第一二九号）がその効力を失う日を施行の日から起算して二年を経過した日とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雨水の利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一七一号）（国土交通省）

雨水の利用の推進に関する法律（平成二六年法律第一七号）の施行期日は、平成二六年五月一日とすることとした。

◇雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（政令第一七二号）（国土交通省）

1　雨水の利用の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める法人として、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金等の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団、沖縄振興開発金融公庫等の特殊法人を定めることとした。（本則関係）

2　国立大学法人、日本司法支援センター等については、独立行政法人とみなして法の規定を準用することとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、法の施行の日（平成二六年五月一日）から施行することとした。